

## 【別紙】

### 研修会等参加費用補助に関するガイドライン

(平成21年12月1日)

(注記 平成28年9月15日)

一般財団法人滋賀県市町村職員互助会研修会等参加費用補助に関する要綱(平成21年要綱第1号)の規定する補助の対象となる研修会等について、次のとおり取扱いに関する基準(ガイドライン)を定める。

1. 第2条(制度の内容)に規定する「会員のスキルアップに繋がる研修会等」とは、市町村等の職員としての知識・情報を習得するものであって、地方自治の発展のため、または、市町村行政の効率的な運営を図るために必要なスキルの向上に役立つ内容の研修会及びシンポジウム等とする。
2. 第3条(補助の対象となる研修会等)に規定する「研修会及びシンポジウム等」とは、上記1.で規定した職域に関する研修会、シンポジウム(研究会・協議会・討論会)、講演会、懇談会(以下「研修会等」という。)とする。
3. 補助の対象とならないものは、次のとおりとする。
  - (1) 個人の教養(英会話、簿記等)、趣味(文化、スポーツ等)及び健康づくり等自己啓発に関する講座、教室、セミナー及び市(町)民大学 等
  - (2) 免許及び資格(民間団体等が認定するもの含む。)等を取得等するための講習会、セミナー及び検定 等
  - (3) 職務命令で受けたもの又は出張旅費の伴うもの

## 【注記】

### 3. (2)に関する補足事項

- ①「免許及び資格(民間団体等が認定するもの含む。)等」とは、「個人の技量・力量がどの程度なのかを審査し査定されるもの(検定)」を含み(以下「資格等」という。)、その資格等を個人が有することとなるものをいう。
- ②「取得等」とは、資格等を取得、認定若しくは更新をいう。
- ③事業又は業務を遂行する上で必要な資格等であって、職務上その取得等を指示された場合のものを含む。(補助の対象外)
- ④実施要項等において資格等を取得等することが目的であることが明らかであるもののほか、次のいずれかに該当するものについては、資格等を取得等するものとし、補助の対象外とする。
  - ア. 参加費等に、認定料又は検定料等、資格等の取得等に係る費用が含まれるもの。
  - イ. 試験が実施されるもの(単に理解度を確認するだけのものは除く。)
- ⑤免許・資格等の取得等を主な目的としない研修会等で、免許・資格等の取得等に必要な単位や受講証明が得られる研修会等は、資格等を取得等するものから除く(補助の対象とする)。ただし、研修会等参加費用補助金請求書の参加費用から、免許・資格等の取得等に必要な単位や受講証明に係る費用(手数料、登録料等)相当額を控除する。この場合にあつて、当該費用が明確でない場合(参加費用に手数料、登録料等を含み、その内訳がないもの)は、補助金の対象外とする。